

「災害時における、議会での質問の取下げ等に関する対応」案

(先例事例集に盛り込む内容)

災害時における議会での質問の取下げ等に関する対応としては、千葉市議会会議規則第75条第1項第15号に規定する「その他議長又は議会において必要と認めた事項」として、会議録に記録する。

ただし、「会期中、災害の影響等による日程変更等のため、質問日当日に急遽、既に予定されていた口頭による質問の機会がなくなった場合であって、新たな日程が確保できないと認めるとき」のみを対象とする。

【参考：千葉市議会会議規則】

(会議録の記載事項)

第75条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、速記法又は録音機器によって記録する。

(平成12議会規則1・平成19議会規則1・一部改正)